

都立の大学で起きた事、これから起きるであろうこと

東京都立大学大学院理学研究科 黒川 信

昨夏、神戸大学で開催された第26回本学会大会の折、若手の会による集会「夏の集い—大学の新しいかたち」において、本稿タイトルで話す機会を頂いた。長引く不況の中、少子化に伴う大学全入時代到来を数年後に控え、大学間にも競争的環境が求められてきた事を背景として、今日「大学改革」は国・公・私立を問わず全国の大学に課せられた課題となっている。改革は各大学に共通した問題と固有の問題とを孕みつつ進行している。これから述べる一公立大学の「大学改革」で起きている事は、極めて特異の突出した内容であり、その意味では極めて固有の問題である。しかし今日の「大学改革」、とりわけ国公立大の改革が、社会情勢を背景に「産業や社会貢献に傾斜した競争的環境への転換」や「経営効率を重視した管理運営システムの再構築」という目的で共通に貫かれているとすると、都立の大学で今起きている事を典型的な、究極的事例として知っておいて頂く事は個々の大学改革の行方とそこにおける教員と学生の将来を予測する上でも有意義な事であると考えられる。「改革である以上大学とは協議しない」との一貫した姿勢で、大学教員が主張する大学として持つべき重要なかつ多様な目的を顧みることなく、上述の目的を一途に追求する設置者（東京都知事とその下の行政組織「東京都大学管理本部」以下「管理本部」と略）主導による「改革」がここにある。

2004年9月21日、大学設置・学校法人審議会は7月の審議で判断を保留し継続審査としていた「首都大学東京」（註1）の設置認可を河村文部科学大臣に答申した。答申にあたっては、5項目という異例の多さの「留意事項」（下記）が付された。

1. 既設大学の教育研究資源を有効に活用し、統合の趣旨・目的等が活かされるよう、設置者及び各大学間の連携を十分図りつつ、開学に向け、設置計画（教員組織、教育課程の整備等）を確実かつ円滑に進めること。
2. 名称に「都市」を冠する「都市教養学部」（註2）の教育理念を一層明確にし、これにふさわしい特色を持つ体系的な教育課程の編成に一層の配慮をすること。特に分野横断型の「都市政策コース」や「都市教養プログラム」等、要となる科目群の教育内容について独自性が十分発揮されるよう、その充実を図ること。
3. 関係組織間の適切な連携の下、単位バンクシステム（註3）や学位設計委員会等の新たな試みが円滑かつ有効に機能するよう努めること。
4. 学生の選択の幅を拡大するコース制等を導入するに当たっては、大学設置基準第19条に掲げる教育課程の体系的な編成に十分留意すること。また、学生が科目等の選択を円滑に行えるよう、きめ細やかな履修指導体制の一層の充実を図ること。

5. 平成18年度開設に向けて構想されている新たな大学院については、新大学の趣旨・目的等にふさわしいものとなるよう十分に配慮した上で、その構想を可及的速やかに検討し、示すこと。

これらの内容はどれも、2003年8月以来1年以上に渡って都立大学総長始め、評議会、大学教員各層、学生院生組織等々がそれぞれの立場から常々指摘してきた事柄と基本的に一致しており来春開学予定の新大学がいかにも多くの内容的な問題点を内在させているかを如実に示したものである。設置審議会からはさらに上記の留意事項を補足して口頭で、「都市教養学部」という名称について、変更の可能性を含めて疑問が示された他、設置者と教員とのコミュニケーションをとる努力を促すなどの趣旨の指摘がなされたとの事が新聞報道（毎日新聞10月1日付朝刊東京本社版社会面）等で明らかにされている。しかし、「規制緩和」の流れの中で設置基準に合致しているか否かの判断に基づいて「設置認可」の答申が出され、「留意事項」は認可のための必要条件とはなっていない。むしろ「留意事項」には「統合の趣旨・目的が活かされるよう」、「新大学の趣旨・目的等にふさわしいものとなるように十分に考慮した上で、」とあり、前年の8月1日以来の東京都のトップダウンの手法に基づく「大学改革」の趣旨・目的は是認された形である。

2003年8月1日、石原東京都知事は定例記者会見の場で「都立の新しい大学の構想」を発表した。この「新大学構想」は、これまで大学側と東京都側（管理本部）とが多くの問題点を包含しつつも数年間にわたって様々な協議を経て作りあげてきた改革案を完全に一蹴した内容で、学部構成、名称からキャンパス配置まで全く別のものであった。また、大学院と学部の改革はそれまで一体のものとして検討されてきたが、「新大学構想」では新大学を1年半後の2005年4月に開学させ、「大学院は新学長を決定した後に検討し、（1年遅れの）2006年4月に開設する」との事であった。都立4大学（東京都立大学、都立科学技術大学、都立保健科学大学、都立短期大学）の総長・学長が管理本部に呼び出されて「新大学構想」の内容を示されたのは記者会見の1時間前だった。「新大学構想」発表の直後は教員の多くが、あまりの唐突な事態の変化に、まさかこのような手続きで「大学改革」がそのまま進められるはずがないと考えていたかもしれない。しかしその日以降、様々な通常とはかけ離れた事態が続発することになる。

「同意書」

「改めて申し上げるが、今回の改革は、あくまで4大学の廃止及び新大学の設置であり、現行にとらわれすぎない新しい大学の設計を進めるため、設置者の責任の下にトッ

ブダウンの概要設計を行う。」

9月25日、講師以上の4大学教員約600名はこのような文章とともに、例えば「都市教養学部」という今まで検討されたことも聞いたこともない、そしてなにより意味が不明な学部名を提示され、

「提示された新大学における配置案に同意した上で、新大学設立本部および教学準備委員会の下で、新大学に関する今後の詳細設計に参加する事に同意します。また、教学準備委員会が必要と認めた場合を除き、詳細設計の内容を口外しない事に同意します。」という「同意書」への署名を求められた。トップダウンによる「新大学構想」への包括的合意をとり、かつ口外禁止まで求める内容に対し、それまで比較的冷静に状況の推移を見てきた者を含めて教員の驚きと反発が高まり、特に都立大理学研究科、人文学部は全員が提出期限後の督促にも最後まで非提出で応じた。そのため最終的に「同意書」は無意味な書面となるが、この件をきっかけに、新聞、週刊誌などがトップダウンではじまった「都立の新大学問題」を認識し主に批判的に取り上げ始めた。学内では茂木俊彦都立大総長はじめ、教員、学生、院生が一斉に「声明」や「公開質問書」の形で管理本部に対する抗議の声をあげるようになった。総長は管理本部長宛に送った「『同意書』についての都立大学総長意見」(9月29日付)の中で「およそ大学行政にあるまじき異常・異例なものであって、到底、健全な市民的常識とは相容れず、設置者としてあるまじき行為である。我々大学人としては、従来の経緯からいっても、このような新構想をそのまま承認することはありません。新構想を基底とした教員配置案に、いきなり同意をせよと迫られても、同意できようはずもない。」と批判した。また、学内外にむけた「声明 新大学設立準備体制の速やかな再構築を求める」(10月7日付、都立大ホームページに掲載 http://www.metro-u.ac.jp/president_s.htm)で総長は8月1日以来の事態と管理本部の変わらぬ姿勢に強い遺憾の意を表しつつ、「私を含む都立大学の構成員は、大学改革の全国的な動きの中で、改革を自らの課題として真摯に受け止め、これまで相当の精力を注いできたし、今後もそれを継続させる意志がある。」として、開かれた協議の再開を求めるとともに、①新大学の大学院は、学部と同時発足させることが重要である。②基礎教育、教養教育の充実に向けても積極的提案が可能である。③現段階で管理本部が提示しているコースの設置案と教員定数配置では、少なくともいくつかの教科の教員免許状の取得が困難な大学となる危険性がある。④助手の問題について突っ込んだ検討が行われていない。任期制・年俸制の問題は、軽々に結論を出す性質の事柄ではない。など、「新大学構想」の具体的問題点の指摘と提案を行った。また、管理本部主導の新大学構想では、新大学開学後も並存することになる現大学(註4)の学生に関する考慮が殆どなされておらず、学生の質問状に対して真摯な回答がなされることもないため、学部生、院生からは学習権の侵害や研究上の不利益の発生を危惧する声も日増しに強くなっていった。

抗議の声の高まり

法学部教員4名が抗議の意を示して辞職したため2004年4月開校予定の法科大学院入試が延期される結果になった事に対して、「損害賠償請求」を示唆するなど、大学教員と管理本部との対峙が続く中、「河合塾に理念を外注：目玉

となる都市教養学部のコースについて、理念づくりの補強などを大手予備校に(3000千万円で)委託」(朝日新聞12月5日付朝刊東京本社版社会面)という報道がなされ、教員の意見を一切排除する一方で民間予備校に大学教育の設計を委託していた事実が明らかになった。そのころ都知事は定例記者会見で「新大学構想」に反対の教員を批判して「文科系の人って割と古い、発想力のない、非常に保守的な人が多くてね。」等と発言していたが、都立大の理学研究科を始め、工学研究科、科学技術大学の理系教員の間でも広く、抗議の声が高まっていた。12月26日には都立大理学・工学研究科、科学技術大教員110名は声明「東京都立大学管理本部主導による一方的な『新大学設立』準備の早急な見直しと開かれた大学改革準備組織の再構築を求める」を発表した。教員は決して大学改革そのものに反対しているのではない。都立の大学に改革が必要である事は多くの教員が認め、だからこそ改革に消極的な教員も巻き込みながら多くの議論を経て新研究科設置を含む改革案を作り上げてきた経緯がある。主体的に改革に取り組んできた教員であればなおさら、トップダウンでもたらされた今回の「新大学構想」の進め方とその内容は受け入れ難いものであった。しかし、都知事の年頭の辞「反対しているのはどうしようもない学者ばかりだ。」「理科系で手応えある仕事をどんどんしている人たちは、時間もいないのか、そんなばかばかしい反対もしない。」(毎日新聞1月6日付東京地方版)からは、教員との協議を排除して設置者権限により「改革」を進める方針を変える姿勢は全くうかがえなかった。

内外からの抗議の声は1月にピークとなる。都立4大学助手134名共同声明、都立4大学教員451名声明、都立大学学生・院生連絡会アピール(署名総数2152名の学生・院生)等々の他、全国325研究教育機関の有志1280名の連署(インターネット署名)による文部科学大臣あて要望書も提出され、「新大学構想」に疑問を呈し、反対しているのは教員、学生とも優に半数を超えており、全国の大学、研究機関の多くの人々がそれを支持している事が示された。これらの声に一貫している事は、「新大学構想」の内容が持つ様々な問題点を指摘する事はもとより、なによりも大学改革の前提としての「開かれた協議体制」を求める切なる要望であった。さらに、都立大評議会は見解と要請「新大学の教育課程編成等に係わる責任と権限について—新大学計画に関する問題点と要望」(都立大ホームページに掲載、<http://www.metro-u.ac.jp/040127.pdf>)を発表し、大学執行部として正式に「新大学構想」の重大な問題点を指摘し、提案を行った。

新大学の教育理念や学科・コースの設計など教学事項の検討を行うとして設置された「教学準備委員会」には、後に新大学学長予定者(註；知事の指名に基づき理事長が任命する予定)となる西澤潤一岩手県立大学学長を委員長とし、数人の外部委員に加えて、「旧大学の資源に精通した」学部長クラスが参加していたが、あくまで「個人の資格で」「検討の内容を一切口外しない」事を条件につけられた上での参加であり、この委員会に現大学の意見を反映させることは殆ど不可能な状態のまま半年が経過していた。設置認可申請のタイムリミットが迫り公募人事計画等を含む教学に関わる重要事項が議事録すら残されずに急ピッチで決定されていった。こうした中、開かれた協議体制を求める強い声を受けてこれまで非公開であった会議資料や議事内容が教員にも公開されるようには変化していった。その資料の

ひとつに、管理本部によって12月から1月にかけて行われた新規分野の9ポスト(うち8ポストは理系)の公募の応募状況があった。そこには、9件の公募で合計54人、平均6人の応募があり、なかには応募者1人(理系)のポストがあることなど、およそ通常の公募人事とは程遠い低調な状況が報告されていた。この事は、「研究者の就職難が続く中、首都圏の大学では異例の低倍率となった。新大学で導入される任期制など、石原慎太郎知事による改革の混乱が、思わぬ不人気を招いた。」(毎日新聞2月6日付夕刊東京本社版1面トップ)などと報じられた。

「意思確認書」

助手を除く全教員の自宅宛に「『首都大学東京』就任にあたっての意思確認書」という文書(2004年2月10日付)が送付され、「文部科学省からは、設置認可の申請にあたっては、専任教員予定者から早期に確実な(就任の)意思確認をとり、法科大学院のような事態を二度と招くことのないよう対応されたいとの強い意見がありました。」と説明した上で、一週間以内に「意思確認書」に署名捺印して提出することが求められた。あたかも文科省の要請でこの手続きが行われるかの様にされたことに対し文科省は「踏み絵を迫るようなことをやれとは言っていない。」として大学管理本部に訂正を求めた。(毎日新聞2月12日付朝刊東京本社版社会面)。設置認可申請手続きのために必要なわけでも無く、法的根拠もない「意思確認書」を、雇用や勤務条件、配置などが明確に示されぬままに提出することはできず、多くの教員が一ヶ月近く提出を保留するなか、1年後の開学予定に向けた大学設置審議会への申請期限が間近にせまって来た。理学研究科や人文学部、経済学部などで「意思確認書」の提出率が低い事について、管理本部長の「当該コース及び大学院の関連する専攻の設置をとりやめるなどの判断をせざるを得ない。」などの発言が伝えられる中、各教授会、教授会懇談会などでは今後の見通し、「意思確認書」の取り扱いについての議論が続いた。科学技術大教授会では、「提出は、新大学における任期制・年俸制などの勤務条件や、所属等を含む新大学設計への包括的な同意ではない。」等の確認をした上で提出に応じた。2月中の提出率が極めて低かった都立大では、高橋宏理事長予定者(註；地方独立行政法人法に基づき知事が任命の予定。郵船航空サービス取締役相談役)が直接仲介する形で協議体制の確立の方向等が示され、3月4日、氏からの「可及的速やかに、(大学管理)本部宛に意思確認書を提出して下さい。」との全教員宛メールでのメッセージが出されると、新協議体制の構築への期待とともに部局でまとめて「意思確認書」の提出に応じる動きが始まった。しかしその直後の3月9日、西澤学長予定者と大学管理本部長の連名による以下の通知が全教員にもたらされ、従来の管理本部側の基本姿勢になんら変更がない事が示される。

1. 今後の改革の進め方：(前略)知事にはまったく新しい大学として「首都大学東京」を17年度に断固として開学する強い思いがある。(中略)改革である以上、現大学との対話、協議に基づく妥協はありえない。(後略)
2. 大学院の検討：大学院の重要性は認識している。
・教学準備委員会の下に、現状追認でない新しい大学院を検討するWGを設置する。
・メンバーは西澤学

長予定者が指名する。・第3回教学準備委員会で提示した、座長(註；西澤学長予定者)叩き台案、川勝(註；川勝平太国際日本文化センター教授)専門委員案を出発点に検討を進める。

3. 意思確認書提出の取扱い、混乱の責任：新大学に前向きな姿勢で期限を守って提出して頂いた方々と3月に入ってから提出された方々を同様のあつかいとする訳にはいかない。何らかの仕切りが必要である。また、公に改革に批判を繰り返す人たちは、意思確認書の提出を妨害する人々には、意思確認書が提出されたからといって、建設的な議論が出来る保証がない。なんらかの担保がないかぎり、新大学には参加すべきではない。学内を主導する立場にある、総長、学部長(研究科長)、教授クラスの教員にあっては、混乱を招いた社会的、道義的責任を自覚すべきである。

西澤氏は公立大学協会会長として2003年10月2日に「公立大学法人化に関する公立大学協会見解」(公大協ホームページに掲載 http://www.kodaikyo.jp/h15/031002_houjinka_kenkai.pdf)を発表している。その中には「設置自治体が法人化を選択した場合には、教育研究の特性及びこの特性のもっとも重要な要素である自主性に常に配慮しつつ、大学側と十分に協議しながら双方の協働作業として進めていくという姿勢が何よりも必要です。」とあり、同氏による「改革である以上、現大学との対話、協議に基づく妥協はありえない。」などとした上記通告とのギャップは多くの教員の理解を遥かに超えていた。

通知を受けて同日都立大評議会は「本年1月27日付け評議会の「見解と要請」に照らしても、これを受け入れる事は出来ない。同時に、ここに重ねて、早急に新大学準備のための開かれた協議を開始するように求める」との声明を発表した。その後、都立大総長の呼びかけで3月23日に4大学の総長・学長、管理本部長、理事長予定者による懇談が設けられ、その席で新大学開設に向けて、今後大学の代表たる総長・学長と管理本部長、学長予定者、理事長予定者による十分な協議を行いつつ準備を進めることが確認された事が総長から伝えられた。しかし、4月8日に、管理本部長からは懇談会概要として「新大学への参加意思を示した人たちは、新大学の基本的枠組みを了解した上で建設的に新大学の実現に取り組むことを表明したのであり、文部科学省への申請段階で反対運動を展開するという事は許されない。」などで意見が一致したとの文書が示され、同時に、経済学部の経済政策専攻の教員が「意思確認書」の提出をしていないことを理由に新大学に「経済学コース」の設置を取り止めたことが明らかにされた。同専攻では文科省の「21世紀COEプログラム」に採択された教員グループが、都立大がこれまで積み上げて来た教育・研究の実績を無視して強引な手法で「改革」がすすめられ、COEプログラムの継続、発展の重要性も全く認める姿勢を示していないとして、16人のメンバーの大半が退職ないし新大学への就任を拒否する姿勢を示していた。最終的に都立大はCOEを10月に返上、補助金を返還するという前代未聞の事態となった。これに関する知事の記者会見での発言は「痛くもかゆくもない。今のままで(首都大学東京は)研究をすすめられるし、また申請し直して、違う方法で国の援助を仰ぐ事ができる。」というものである。

「傾斜的配分研究費」

東京都から配分される研究費は4-5年に渡って毎年約10%ずつ削減され、すでに生物学教室ではその大半が維持運営経費(主に大学図書館に所蔵する学術雑誌100タイトル余の購入費、製本費)に充てられる状況であったが、管理本部は3月に突然「17年度からの新大学発足を前に新配分方式を試行する。」としてすでに予定されていた全学の研究費の約半分の配分を保留した。洋雑誌は前年の秋に代理店と契約を交わして1月から購読が開始されており、学科に配分された半分の「基礎的研究費」では支払が不可能になったが、当座大学内で配分を工面する事で当面の契約不履行を一時的に回避した。

その後、新年度も一ヶ月近く経過して「傾斜的配分研究費募集要項」が提示された。その研究費の目的には「平成17年4月開校予定の首都大学東京の理念に合致した研究(中略)を育成し、発展させること。」と謳われ、対象として「都市に関する研究領域」「外部資金獲得に向けた研究」「知的財産取得、地場のベンチャー企業創出に向けた研究」などが並び、最終項目によく「上記以外で新大学の理念に合致した研究(基礎研究を含む)」との記述があった。また、この研究費の応募対象者には「新大学に就任を予定していない教員は応募出来ない、また共同研究グループの構成員となれない。」との条件が付されていた。管理本部はかねてから、「新大学は現大学の改組転換ではないこと、したがって現大学との協議は行わないこと」を再三表明してきている。一方で、現大学の研究費の配分について、新大学経営準備室(室長、高橋宏理事長予定者)が新大学の理念と就任意思を基準に決定すること。これにどう応募するか、各大学、学部で対応は分かれた。理学研究科にとって外部資金との比率から言えば都からの研究費は微々たるものとは言え、本来配分されるべき基礎的研究費を確保するという目的で有資格者の多くは応募することになった。その後、「審査」がどのように行なわれるのが不透明なまま2ヶ月が経過した7月、管理本部に呼ばれた都立大総長は「傾斜配分分の今年度研究費の執行を行える状況にない。」と伝えられた。管理本部は、前日の評議会で決定した2003年賃金闘争に関する組合執行委員に対する処分内容に関して、「都民の理解が得られない。」として処分の再検討を求め、そうでなければ「研究費配分を保留する。」と説明した。総長はその筋違いの通告を即座に拒否し反論した事は当然である。

法人と大学の関係

都立の大学は2005年4月から地方独立行政法人法に基づき法人化する。この事自身は、2003年の8月1日以前からの決定事項であるが、8月1日以降の流れのなかで、先行した国立大学法人とは異質の法人の中身が定款案として次第に明らかになってきている。際立った特徴として、

1. 現大学(都立大を含む4大学)の(改組、転換ではなく)廃止と新大学の設立により、1法人が5大学を設置する形態とする。新大学の(知事が指名する初代)学長が現4大学の学長を兼ねる。
2. (学長が理事長を兼ねる国立大学法人と異なり)学長とは別に理事長を立てる。また、事務局長が副理事長となり、実質的に学長を超える権限を持つ。
3. 教員人事に関して、事務局長が主宰し、事務幹部職

員、外部委員など学内教員以外が多数加わった人事委員会が法人組織として設置され、人事計画とともに個別教員人事にかかわる権限がゆだねられる。

4. 教育課程編成に関わる権限が、(大学の組織である教授会ではなく)法人組織の意思決定システムの一環として位置付けられる「学位設計委員会」「科目登録委員会」に属する。

などが挙げられる。経営に責任を持つ法人組織と教学に責任を持つ大学組織との間には緊密な関係が当然求められるが、現時点で示されている法人の内容は教学上の責任事項の多くを法人組織で直接決定していくという仕組みである。これは、法規、慣行に従って従来、国公立という設置者の違いを超えて大学の教学事項が教授会などの合議制に基づいて行なわれてきたことは全く異なるしくみとなっている。

法人の定款はまだ「叩き台」の段階である中、制度を前倒しする形で去る10月22日、大学管理本部から「平成17年4月1日付け昇任の審査の実施について」という通知が各大学学長宛になされた。数年来の人事凍結と、昨夏以来の「大学改革」の状況から転出する教員が相次いでおり(註5)、現在の欠員状況は、現大学の運営とともに同時に進めざるを得ない新大学の準備作業の負担ともあいまって、既に現大学の教育に様々な深刻な問題を引き起こしている。このままの体制で、それだけでなく困難な新大学と現大学が共存する教育を、半年後の2005年4月に正常に開始することは不可能であるとの認識が教員の間に広がる中、学生への最低限の責任を果たすためにも、教員定数を適切な人材で緊急に充足することは不可欠である。しかし今回通知された「昇任人事」の以下に示す内容と進め方には、新大学の管理運営の特殊性が改めて示されていた。

1. 現助手から准教授(註6)への昇任審査基準が「主に①権威ある賞の受賞、②顕著な外部資金獲得、及びこれに準じる社会的に認知された業績」であること。
2. 審査は「教員選考委員会の下に置く2分野(文・理)別の昇任審査分科会での(書類)選考を踏まえ、首都大学東京学長予定者が昇任候補者を定める。」とあるが、昇任審査分科会の詳細は不明。
3. 日程(予定)が、学長宛の「昇任人事」通知(10月21日付)後、募集期間、10月22日～11月5日；分科会、11月8日～12日；候補者の決定、11月15日などと極めて速く、審査期間が短いこと。
4. 昇任後の処遇には「新制度」の任期制・年俸制(註6)を適用するとされること。

その後、「首都大学東京」教員採用の数十人の公募も12月15日ないし24日締め切りで一斉に開始された。(首都大学東京ホームページ参照

<http://www.tmu.ac.jp/employ/teacher.html>)

2004年10月4日、都立大総長は「新大学設置認可答申を受けて一現状評価と課題」と題して見解を公表した。1年前の10月7日に発せられた声明「新大学設立準備体制の速やかな再構築を求める」以来、求め続けてきた正常な協議に基づく新大学準備体制が殆ど実現しないままに、半年後に迫った「新大学開学」を前に、現大学の最高責任者として現状分析と開学にむけての課題を具体的に指摘している。

本稿ではこれまで「新大学構想」の内容的な問題についてはあまり触れてこなかったが、これから起こるであろう、そして解決されねばならない現実の問題を整理する意味で、総長見解の一部を以下に引用する。本誌の読者の多くである大学組織に身を置く方々には、全文(<http://www.bco.mp.metro-u.ac.jp/~jok/soucho100704.html>)もご参照頂き、限られた時間の中で、少しでも正常な大学を構築するために、教員がなすべき方策をご教示頂けたら幸いである。

「(前略)残念なことに、来年度に向けた開学準備も、われわれが再三にわたって求めてきた『協議』を避けるために、敢えて組織としての大学には協力を求めず、少なくともこれまでの、全体を統括する責任体制も作業の明確な見通しも欠いたまま進められて来たのが実情である。実際、すでにさまざまな面で著しい遅滞が生じており危機的状況に至っていると言っても過言ではない。東京都は、この状況を早期に打開するために、今こそ設置審の付した留意事項ならびに大学の意見を真摯に受け止め、可能な限り改善の努力を行うべきである。これまであまりに不十分であった教育研究機関としての大学の特性への特段の配慮が不可欠だからである。

同時に、残存する現大学(3大学・1短大)の運営体制の検討が経営・教学の両面にわたりまったく不十分であり、学生、教員の間で深刻な不安が広がっていることを指摘しておかなければならない。設置者権限に属するとして一方的に現4大学を廃止し法人のもとに『首都大学東京』の開設を決めたのは東京都である以上、学生をはじめとする関係者に不利益が生じないようにする義務と責任がもたららるべきであることは言うまでもないであろう。新大学の開学および新法人の開設準備に全力をあげるべきであるが、それだけに目を奪われ、法人のもとでの現大学の運営体制の整備が遅れ、在学生に深刻な被害が及ぶことを危惧する。」と述べるとともに、「特に留意して取り組むべき課題や考察を深めるべき課題のいくつかは「最低限これらに迅速かつ誠実に対応することが『首都大学東京』および現大学のいずれもが生き生きと機能していくために必要」として、具体的問題点を列挙する。

その中で、新大学の「都市教養学部」について、「『教養』という普遍的概念に『都市』と言う特殊限定的概念を接木することの分かりにくさ」を改めて指摘し、「理念が不明確で組織構成に無理があることから目をそらすべきではない」としている。また、「単位バンクシステム」については「大学間で教育資源が開放される兆候がない現状では、現行制度の拡充から始めることが現実的」としている。この他、「都市政策コース」や「インターンシップ」などの新大学の未解決の問題を指摘している。

次いで大学の運営上の問題を次のように指摘する。「今回の新大学への移行にあたり、何よりも留意すべき重要な問題が、現大学の学生・院生の学習権保障であったことは言うまでもない。(中略)とりわけ他大学等に転出する教員が続出しているにもかかわらず、後任の採用はおろか非常勤対応さえ不十分にしか行われぬことは深刻な問題と言うべきである。これによる教員スタッフの著しい貧困化は、残った教員による埋め合わせが可能な範囲を超えており、本学における教育サービスの質に直接影響すること

は否定しようがない。」「新大学の来年度カリキュラム・時間割編成等には深刻な遅滞が生じている。多くの欠員を抱える中で現在に至るまで非常勤講師枠すら決定に至っていないことは遅滞の典型例である。(中略)予算措置を含めた全体の方針を早急に定めたいと、教育研究の実態に通じた大学側に必要な権限とイニシアチブを分与することにより、機動的な対応を図る必要がある。この点について管理本部は、従来とってきた考え方と手法に固執することなく、適切に対処するべきである。」「事務組織体制・学生サポートセンターについても、詳細はまだほとんど何も決まっていない状態である。にもかかわらず大学管理本部は検討の過程を公開せず今に至ってもなお机上の設計を繰り返しているように見える。大学の実情に疎い行政組織による教学事務体制等の検討は非効率かつ非現実的である。準備の遅れとリアリティを欠いた設計が放置されれば、それらはすべて新入生と在学生双方に多大な犠牲を強いる結果にしかならないことに思いをいたすべきである。」

その他にも「現大学に残る教員の研究教育条件」「法人化後の研究教育条件・教員の身分」など大学組織の全般に渡る事項が未解決の重要な課題として残されていると指摘している。

今回の総長の見解に対して、「大学管理本部は『指摘内容はいずれも現在検討中のものばかり。開学準備が遅れていることはない』と反論している。」(東京新聞10月8日付朝刊東京版)と伝えられる。未だに「現在検討中」である事態が異常であり、危機的であるとの大学教員側との認識のギャップを埋めていかない限り、「学問の自由」と「経営の効率化」のバランスをとりつつ大学と行政が協働作業により進めるべき本来の大学改革は成功しないのではなからうか。

2004年12月8日記

註1：都立の4大学(東京都立大学・都立科学技術大学・都立保健科学大学・都立短期大学)を廃止して新たに設置される新大学の名称は、都民から「公募」され知事が決定、発表した。4047件828種類の応募の中で「首都大学東京」というものは0件であったことが明らかになっている。

註2：「都市教養学部」には「都市教養学科」1学科内に人文・社会学系、法学系、経営学系、理工学系が置かれ、理工学系は数理科学コース、生命科学コース、機械工学コースなどの6コースからなる。首都大学東京ホームページ(<http://www.tmu.ac.jp/>)の学部案内には「広い視野から各専門分野を履修することにより、新たな教養の創成を目指していきます。」「都市教養プログラムを中心とした基礎・教養教育によって、幅広い視野を養うことを目的に、教育を行っていきます。」とある。

註3：「単位バンクシステム」について、首都大学東京ホームページでの説明は以下の通り。

「広がるキャンパス、無限の可能性：『単位バンクシステム』には、厳しい基準をクリアした首都大学東京の授業科目のほかに、他大学の授業科目も審査を経て

段階的に登録されていく予定です。みなさんは、この『単位バンクシステム』に登録された科目から選択して履修をすることになります。このシステムによって、みなさんは、それぞれの個性やライフステージに応じたカリキュラム編成をすることができます。大学を飛び出し、東京全体、世界全体をキャンパスと捉え、それぞれの夢に向かって進んでいってください。首都大学東京は、みなさんの可能性を広げます。『教員に加えて、企業の経営者等(から構成される)』『科目登録委員会』が他大学、海外大学の授業科目のシラバス・成績評価などを調査・評価し、これに基づき登録します。』

高橋理事長予定者は「例えば仏文学を学ぶとすれば、東京大学の仏文科や慶応義塾大学の仏文科で単位を取得してきなさいということになります。」(財界2004年6月8日号)などと説明している。すでに運用されている「単位互換協定」などに基づくケースを除いて、他大学の授業を履修するためには一般的に相応の費用(聴講生料、単位認定料など)が当然生じるが、これが学生の自己負担となる事は説明されていない。

註4：現大学は2011年3月に廃止されることが管理本部によって決定されている。現大学の学生は都立大生として卒業するまでの間、現在の学則に基づいた学習権が保障されていなければならない。

註5：文科省への大学設置申請に必要な「就任承諾書」を提出せずに「首都大学東京」への就任を拒否した人数は都立大で25名である。それに、昨年8月1日以降から現在までに抗議辞職などで転出した人(定年退職者を除く)を加えた、「首都大学東京非就任者数」は、データがある都立大の文系と理学研究科だけで計77名いる。この事は、首都大学東京への移行可能な(文系と理学研究科)講師以上の教員294名のうち26%が非就任を選択したことを示している。

註6：新大学の教員の人事・給与制度(任期制・年俸制)、いわゆる「新制度」とは、「教授—助教授—助手という『主従関係』を生み出す土壌である講座制を廃止し、教授—准教授の簡素な教員組織を創設」「研究員は任期5年で3年延長可、准教授は任期5年で1回のみ再任可、教授は任期5年で再任可、教授5年以上で主任教授(任期制をはずし、65歳定年『アメリカの大学のテニユア制を参照』)」「年俸は基本給(5割)、職務給(3割)、業績給(2割)から構成される」などとして提示されているもの(首都大学東京ホームページ内
<http://www.tmu.ac.jp/resource/pdf/employ/>

teacher/kyouinkoubou_jinjiseido.pdf 参照)。勤務・労働条件の重大な変更には労使の合意が法的に必要であり、「新制度」へ全教員が自動的に移行させることは不可能である。そこで、「既存教員は『新制度』と『旧制度』のいずれかを選択する」とされている。ただ、ここで言われる「旧制度」とは「現給据置き、昇任不可で定年制(63歳)」と定義されている。「昇任人事」により昇任した場合は、選択の余地なく、「新制度」に組み込まれるとされている。

(校正時の追記)

1：2004年12月の定例都議会でも、法人の定款や現在の都立の大学の廃止条例が提案通り可決された。また2010年度まで存続する現大学に関しても「組織運営の部分を中心に学則を変更する」事が表明された(註4)。これによると現大学も新大学と同様に総長や学部長選出や教員人事の権限を失う事になる。

2：2004年12月27日付で新大学就任予定の全教員宛に「選択にいて(照会)」が管理本部長から配付され、2005年4月の公立大学法人化に伴う法人との雇用契約の前提となる任用、給与制度について「新制度」か「旧制度」(註6)のどちらかを選択して1月21日までに回答するよう求められた。その中では、個々に2005年度の「旧制度」の試算年収と、それを下回らないように設定された「新制度」の試算年俸とが提示されているが、「新制度」の根幹となるべき職務給・業績給の設定の仕方や評価基準、再任に当たっての評価基準等のすべてに関して「検討中(実施は2006年度から)」で未定であるとして一切示されていない。そのため1月末現在、多くの教員が回答を保留している。1年前に一斉に法人化された国立大学では、移行に伴い現教員は「法人化法」の定める所に依ってそれまでの任用、給与制度のままの円滑な「身分継承」が行われた。それに倣えば、ともに極めて大きな条件変更をとまなう「新制度」と「旧制度」のいずれも選択しない場合、雇用契約は現行制度のまま法人に移行されてしかるべきだが、「未回答」の場合は「旧」を選択したものとみなすとの一文が添えられている。

今回の「制度選択」は、雇用契約という性質上あくまで教員個人の判断に委ねられたものとなっている。しかし、教員の業績評価のあり方や教員任期法が定める範囲をこえて「任期制」を大学教員全員に適用することの意義など、大学の本质と将来の活性に直接関わる重要事項が教員自身による議論を経ずに、結果的に制度化されていったとすると、その事が大学全体にとって悪しき前例となることは間違いない。

表. 都立の大学の「大学改革」の経過

都立大では1999年に改革の具体的検討がスタートした。都立4大学を統合・改編し、新大学・大学院を2005年4月に開校する計画がほぼまとまってきた2003年夏、突然、それまでの案と全く異なる「新大学構想」が都知事によって発表された。本文では主に、その日、2003年8月1日以降の経過について記述した。流れをつかみやすくするために表には本文中で直接触れていない事項も掲載した。参考のために、関連 Web ページのアドレスを適宜記載した。

- 1999.10. 都立大総長「東京都立大学改革のための基本スキーム」を提示。
2000. 2. 都立大評議会「東京都立大学改革計画2000」を承認。
2000. 2～4. 石原慎太郎東京都知事発言「東京から大学をぶっ壊したい。行きたい大学をつくれれば高校や中学もかわってくる。しょせんは教育のターミナル。」「この前総長が来たから、ドラスティックに変える案を出せと。9月だぞ、夏休み終わったら出せと。」(2000年3月11日付朝日新聞インタビュー記事「就任1年石原知事に聞く」)
2000. 7. 都立大評議会「新・東京都立大学改革計画2000」を承認。
2000. 9. 都が「包括的学部監査」を実施、都立の4大学は計167億円の「赤字経営」との指摘。
2001. 7. 都庁に「東京都大学管理本部(以下「管理本部」と略)」が設置される。
- 2001.11. 管理本部が「東京都大学改革大綱」を発表。(夜学廃止、定員削減、都立の4大学統合、法人化などが含まれる。)
2002. 5. 「都立新大学設立準備委員会」(4大学学長、教育長、管理本部長)による検討体制がスタート。
- 2002.11. 都の「重要施策および平成15年度重点事業」の中に「東京未来塾」「産業力強化のための戦略的支援策」が管理本部に関わる事業として登場。
2003. 4. 石原都知事再選。「日本にない全く新しい大学をつくる」が公約の一つ。
2003. 6. 国立大学法人法、地方独立行政法人法が成立。
2003. 6～7. 管理本部長更迭、大学改革担当職員の大規模な異動。
2003. 8. 1. 午後2時、4大学学長、総長が管理本部に呼ばれ、これまでの検討体制の廃止が通告される。
午後3時、知事記者会見で「都立の新しい大学の構想について」(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2003/08/70d81100.htm>)を発表。
2003. 8. 4. 都立大・短大教職員組合中央執行委員会「『都立の新しい大学の構想について』に対して抗議する」を発表。(その後、学内教員、学生院生の各層、学外の学会、諸団体などから出された抗議声明、公開質問状、などは百数十件に及ぶ。これらのリストは <http://www.bcomp.metro-u.ac.jp/jok/seimei.html> に掲載されている。)
2003. 8. 29. 都立大を除く3大学学長、都立大の5学部長が「旧大学の資源に精通」した者として新しい検討組織(教学準備委員会)に「個人」としての参加を要請される。
2003. 9. 25. 助手を除く全教員が個々に仮配置案を示され、「同意書」の提出を求められる。
- 2003.10. 7. 都立大総長声明「新大学設立体制の速やかな再構築を求める」を発表。(世界2003年12月号、岩波書店「都立大学『改革』—苦悩する教員、学生 茂木俊彦総長に聞く—」にも掲載されている。)
この頃から、新聞、週刊誌などにもトップダウンによる都立の大学改革の話題が取り上げられるようになる。記事、関連出版物等二百数十件のリストは <http://www.bcomp.metro-u.ac.jp/dokubun/shimbun.html> に掲載されている。)
- 2003.11. 法学部教員4名が抗議辞職。2004年4月開設予定の法科大学院の入試延期。
- 2003.12. 5. 新大学の設置趣旨・設計等に関して河合塾に3000万円で委託していたことが新聞報道で発覚。
- 2003.12. 24. 知事記者会見発言「新大学構想に反対しているのは保守的な文科系の教員だけ。」
- 2003.12. 26. 理系教員110名声明「東京都大学管理本部主導による一方的な『新大学設立』準備の早急な見直しと開かれた大学改革準備組織の再構築を求める」
2004. 1. 5. 知事の都庁職員に対する年頭の辞「理科系で手応えある仕事をどんどんしている人たちは、時間もないのか、そんなばかばかしい反対もしない。」
2004. 1. 15. 4大学助手134名による声明「東京都と大学管理本部の推進する『新大学構想』に抗議します」
2004. 1. 21. 4大学教員の過半数による声明「都立新大学設立のための協議体制の速やかな確立を求める」
2004. 1. 26. 河村文部科学大臣あて要望書(全国研究者有志1280名のインターネット署名)「文部科学大臣は学問の自由を破壊しようとする石原東京都知事の都立大学再編計画に対して直ちに適切な指導をおこなわれない」
2004. 1. 27. 都立大評議会の見解と要請「新大学の教育課程編成等に係わる責任と権限について」
2004. 2. 6. 新大学名称「首都大学東京」が都知事によって発表される。
2004. 2. 10. 管理本部から「意思確認書」が各教員の自宅に送付される。
2004. 3. 8. 西澤学長予定者、管理本部長連名による「改革である以上、現大学との対話、協議に基づく妥協はありえない。」などと述べた文書が総長に渡される。

2004. 3. 15. 都立大名譽教授122名による声明「最近の事態を憂慮する共同声明」
2004. 3. 23. 4 大学総長・学長，理事長予定者，管理本部長が懇談。
2004. 4. 経済学コースを設置構想から除外。
2004. 4. 8. 管理本部から「4 大学総長・学長懇談の概要」文書配布。「新大学への参加意思を示した教員は新大学の基本的な枠組みを了解した上で，建設的に新大学の実現に取り組む事を表明したのであり，文部科学省への申請段階で反対運動を展開することは許されない。」
2004. 4. 28. 文部科学省に設置認可申請。
2004. 4. 研究費保留分が「傾斜配分研究費」として募集される。
2004. 6. 2006. 6. 開校予定の大学院構想発表。教員参加の分野別ワーキンググループによる検討開始。
2004. 6. 14. 文科省から，設置認可申請のための追加書類として「就任承諾書」の提出要請がある。
2004. 7. 管理本部から学則案，定款案などが示される。
2004. 7. 14. 「傾斜的配分研究費」執行の保留通告。(半月後に解除)
2004. 7. 15. 大学設置認可審議会で「首都大学東京」は継続審査となり，7月の設置認可見送り。
2004. 9. 2005年度大学院修士課程入試の延期。
2004. 9. 21. 設置審議会が「首都大学東京」の設置認可を5つの付帯事項をつけて文科大臣に答申。
2004. 10. 7. 都立大総長，声明「新大学設置認可答申を受けて一現状評価と課題一」を発表。
2004. 10. 13. 21世紀 COE プログラムに採択されていた社会科学研究科の研究継続を断念し，辞退。
2004. 10. 19. 「首都大学東京」をサポートする会員制クラブ「The Tokyo U-club」の設立総会開催。都知事の祝辞での発言「一部のバカ野郎が反対して金が出なくなったが，あんなものどうでもいい。」「フランス語は数を勘定できない言葉だから国際語として失格しているのも，むべなるかなと言う気がする。そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ。」(知事挨拶；<http://malloc.ddo.jp/jok/kiki-z.html#hougen-u-club>)
2004. 10. 22. 管理本部より「平成17年4月1日付け昇任の審査の実施について」が4 大学学長，総長に通知される。
2004. 11. 首都大学東京大学院修士課程(現大学大学院と同じ構成の暫定大学院)の2005年度入試実施。
2004. 11. 25. 「首都大学東京」教員採用公募開始(応募締切り2004. 12. 24./採用予定2005. 4. 1. 他)首都大学東京ホームページに募集要項掲載(<http://www.tmu.ac.jp/employ/teacher.html>)。
2004. 12. 7. 緊急意見表明「来年度以降の東京都立大学においても現行学則の適用を強く要求する」(開かれた大学改革を求める都民の会，教員ら百数十名の賛同)発表。
2004. 12. 定例都議会に首都大学東京の開学と東京都立大学条例等の廃止に関する議案が提出される。
2005. 4. 1. 「公立大学法人首都大学東京」発足。この法人の下に5 大学，即ち既存の「東京都立大学」「科学技術大学」「保健科学大学」「短期大学」と新設の「首都大学東京」が設置される(予定)。
2005. 4. 首都大学東京大学院の設置認可申請(予定)。
2006. 4. 新大学院開校(予定)。